

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 41 年 7 月頃、義父に勧められて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を毎月末 A 婦人会の集金人に支払っていた。

私自身、集金人として国民年金保険料を集金したこともあるが、数名の集金対象者全員が月末までに保険料を支払っており、滞納する者はいなかったと記憶している。

国民年金保険料を全て納付しているのに、申立期間の 5 か月が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間に国民年金保険料の未納は無く、昭和 60 年 6 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も国民年金に任意加入しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 42 年 11 月に現住所に転居してから住所の変更は無く、家庭の経済状況に大きな変化があった事情は認められないことから、申立期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人と同じ A 婦人会に所属し、国民年金保険料集金業務の経験を有する隣人は、「私の居住している地区の集金対象者は数人で、全員が滞納することなく国民年金保険料を納付していたと記憶している。」と回答しており、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年9月まで

私は、昭和62年6月に転職によりA市からB市に引っ越したが、転職先は厚生年金保険が適用されていなかったため、国民年金に加入した。

時期は定かでないが、国民年金保険料の未納通知が届いたので、「未納分を一括ではなく、1か月ずつ納付したい。」と相談したところ、自宅まで集金に来てくれたことをはっきりと覚えており、未納分は全て納付したはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間について、全ての国民年金保険料を納付している上、平成8年2月には国民年金基金にも加入しており、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人が申立期間当時納付したとする国民年金保険料額は、当時の国民年金保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、「未納分は毎月自宅まで集金に来てもらい、納付していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する申立期間の国民年金保険料を集金人に納付した時に受領した領収書の様式は、当時、社会保険事務所（当時）が使用していた領収書の様式とほぼ一致しており、B年金事務所は、「申立期間当時、国民年金被保険者から要望があれば、職員が毎月指定された日時に戸別に訪問し、未納となっている過年度の国民年金保険料を領収していた。」と説明していることから、申立人が申し立てている申立期間の国民年金保険料の納付状況に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月に、厚生年金保険が適用されていない事業所に就職したが、数年間は国民年金に加入せず、国民年金保険料を納付していなかった。

その後、年金のことが心配になり、社会保険事務所（当時）に勤務している従姉に母と一緒に相談したところ、従姉から「全て納付した方が良いよ。」と国民年金への加入及び保険料の納付を勧められた。

後日、私は、母から「国民年金保険料を全部納めたよ。」と聞き、これで未納は無くなったと思った記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金に加入した者の取得日から、昭和 63 年 5 月 1 日以降に A 村で払い出され、59 年 4 月 1 日に遡って資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は、時効期限が到来しているため、制度上、納付することができない。

また、A 村が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料は未納と記載されている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親から供述を得ることが

できない上、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月頃から22年5月19日まで
② 昭和24年8月25日から25年3月頃まで

私は、昭和21年4月頃に、A株式会社B支店（後に、C株式会社へ社名変更したと思う。）D支所のE所長と面談し、同社B支店D支所に採用された。

その後、昭和25年3月頃までの期間において継続して勤務したはずなのに、A株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は22年5月19日から24年8月25日までの期間とされており、両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の業務内容等に係る具体的な記憶及び同僚の供述から判断すると、申立人がC株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年1月1日から25年4月30日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している71人のうち所在の判明した12人に照会したところ、10人から回答を得たが、申立人の入社時期を特定できる供述は得られない。

また、前述の10人のうち複数の者が、自身が記憶している入社時期と前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していないと回答していることから判断すると、当時、C株式会社では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、C株式会社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務期間及び保険料控除等に関しては不明である。」と回答している上、申立人

が面接をしたとするE氏は既に死亡しており、申立人は同僚の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除状況等を確認できない。

加えて、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和22年5月19日に取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、申立人が採用されたとするA株式会社B支店は厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、申立人及び複数の同僚の供述などから判断すると、同社B支店の関連事業所と推認されるA株式会社F支店、同社G支店及び同社H支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社F支店、同社G支店及び同社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、申立人の名前は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和25年3月頃までの期間において継続してC株式会社に勤務した。」と主張しているところ、前述の同僚10人のうち、自身が記憶している退職時期と前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失時期が一致していないと回答している者はいない上、当該10人のうち申立期間②において被保険者記録が確認できる6人から、申立人の退職時期を特定できる供述は得られない。

また、C株式会社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務期間及び保険料控除等に関しては不明である。」と回答している上、申立人は同僚の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況を確認できない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和24年8月25日に喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、適用事業所名簿によると、申立人が採用されたとするA株式会社B支店は厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、申立人及び複数の同僚の供述などから判断すると、同社B支店の関連事業所と推認されるA株式会社F支店、同社G支店及び同社H支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社F支店、同社G支店及び同社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、申立人の名前は見当たらない。

- 3 このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 31 日までの期間において、有限会社Aに勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日と記録されており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時は、入社日は月初め、退社日は月末が一般的な時代であり、私が月末の前日付けで退職したとは考えられない。

私は、有限会社Aに昭和 44 年 1 月 31 日までの期間において勤務し、給与を支給された記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 1 月 31 日までの期間において有限会社Aに勤務した。」と申し立てているが、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 44 年 1 月 31 日であることが確認できるところ、同社が保管する申立人に係る労働者名簿に記載されている退職日及び申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録における離職日がいずれも「昭和 44 年 1 月 30 日」と記載されており、前述の被保険者原票における被保険者資格の喪失日は、当該退職日及び離職日と符合していることが確認できる。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 44 年 1 月 31 日から 45 年 2 月 28 日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた 7 人に照会したところ、6 人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できる供述は得られない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和42年11月1日から45年2月28日までの期間において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した16人（申立人を除く。うち二人は、当該期間内に被保険者資格を再度取得している。）の資格喪失日を確認したところ、1日付けの喪失者が7人、月末付けの喪失者が3人及びそれ以外の日付の喪失者が8人となっており、申立人の資格喪失日に特段の不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立期間当時、有限会社Aの社会保険事務を担当していたとする事業主は既に亡くなっている上、同社は申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、給与明細等の関連資料を所持しておらず、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。